

質問・回答

事業名：令和6年度「食文化分野における顕彰制度に関する調査」

仕様書記載箇所	質問内容	回答
1 2(1)イ	先方の協力が得られず調査できなかった顕彰制度があった場合はどうなるのか。 また、非公表を条件に回答を得られた場合はどうすればよいのか。	その旨を(そのまま)報告いただければ結構です。 また、非公表を条件に回答いただいた場合は、その旨調査結果に付記願います。
2 4(5) 【諸謝金】	調査先へ支払う謝金と有識者会議への出席謝金はどの程度を想定すればいいか。	諸謝金については、各事業者の単価表を使用する、もしくは事業者において単価表等がない、または事業に必要な謝金区分がない場合は、下記の単価を上限として謝金を設定してください。 ・有識者による助言・指導を受ける場合は、5,200円/時間 ・会議出席謝金は7,000円/時間。ただし、1日2時間以上の会議の場合、日額14,000円を上限とする。

問い合わせ先：文化庁 参事官(生活文化連携担当)

電話番号 : 03-5253-4111 (内線 5056)

E-mail : syokubunka[at]mext.go.jp (メール送信の際は、[at]を@に変換)